

日本体操学会会則
—動いて学ぶ会—

(Japan Society of Gymnastics for All)
(平成 27 年 9 月 12 日改正版)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は日本体操学会 (Japan Society of Gymnastics for All) と称する。

第 2 条 本会は、実践活動に基づく体操の学術的研究の発展を促進するとともに、会員相互の交流を深め、健全な体操の普及発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 事 業

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会大会、研究会、講演会等の開催
- (2) 本会の組織運営に関して協議する総会の開催
- (3) 研究誌 (オンラインジャーナル) の刊行
- (4) 体操に関する学術的、国際的交流および情報交換
- (5) その他本会の目的に資する事業

第 3 章 会 員

第 4 条 会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正 会 員 : ①本会の趣旨に賛同し、その事業に協力する個人。
②本会の趣旨に賛同し、その事業に協力し、かつ理事会の承認を得た団体。
- (2) 学生会員 : 本会の趣旨に賛同し、正会員の推薦を得た大学院生、大学生、専門学校に在籍する個人。
- (3) 賛助会員 : 本会の趣旨に賛同し、本会の事業を援助する個人又は団体。

第 5 条 会員になろうとする者は、次の手続きをするものとする。

- (1) 正会員及び学生会員は所定の会員登録をすることとし、正会員および学生会員は入会金 3,000 円を添えることとする。
- (2) 賛助会員は、事務局に所定の入会申し込みをする。

第 6 条 会員は次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員
個人 年額 郵送会員 5,000 円、インターネット会員 3,000 円
団体 年額 50,000 円
- (2) 学生会員 年額 2,000 円
- (3) 賛助会員 年額 1 口 (10,000 円) 以上

第 7 条 会員で 2 年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。会員が、会員としてふさわしくない行為があった場合は、総会の議決を経て除名される。また、死亡、失踪宣告があった場合は退会とする。

第8条 会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 個人である正会員および学生会員は、学会・研究会および研究誌に業績を公表することができる。
- (2) 正会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 副理事長 | 1名 |
| (5) 事務局長 | 1名 | (6) 常任理事 | 12名以内 |
| (7) 理事 | 25名以内 | (8) 監事 | 2名 |

第10条 本会の役員は別途定める方法により選出し、総会において承認する。

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は理事会を招集し、本会の会務を総括する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- 5 常任理事は本会の常務を執行する。
- 6 理事は理事会を構成し、第17条に規定する任にあたる。
- 7 監事は本会の会務を監査する。

第12条 役員任期は3年間とし、改選時の次年度の4月1日から始まるものとする。但し、役員任期は妨げないものとする。

第13条 役員は無給とする。

第5章 会議

第14条 本会の会議は総会、理事会および常任理事会とする。

第15条 総会は本会の最高議決機関であり、会長が招集し、次の事項を審議・決定する。

- (1) 会長、副会長および理事の選出
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則の改正
- (5) その他の重要事項

2 通常総会は原則として学会大会時に開催する。

第16条 臨時総会は理事会の決定または正会員の3分の1以上の署名による要求書の提出があったときに開催する。

第17条 理事会は本会の執行機関として、理事長が招集する。

- 2 理事会は本会の会務を処理し、運営の責にあたる。
- 3 理事会には運営の円滑化を図るために、常任理事会をおく。

第 18 条 総会は出席した正会員を以て構成し、議事は出席者の過半数をもって決定される。

但し、会則の改正については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって決定される。

第 19 条 理事会は理事の過半単の出席(委任状出席も含む)によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定される。

第 6 章 支部所及び専門委員会

第 20 条 本会の事業を円滑に推進するために、支部会および専門委員会をおくことができる。ただし、これらに必要な事項は、理事会において審議決定する。

第 7 章 編集委員会

第 21 条 本会の事業のうち、機関紙の編集を行うため、編集委員会をおく。

第 8 章 会 計

第 22 条 本会の経費は次の収入によって支出する。

- (1) 会員の会費
- (2) 入会金
- (3) 事業収入
- (4) 助成金及び寄付金等

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

第 9 章 名誉会長及び顧問

第 24 条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により、総会において決定される。
- 3 名誉会長及び顧問は、本会の運営に対して必要に応じて助言を行い、相談に応じる。

第 10 章 補 足

第 25 条 本会の事務局には事務局長をおく。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。

第 26 条 本会の所在地は理事長の所属先に置く。

附則

この会則は平成 14 年 3 月 30 日より制定・施行する。

この会則は平成 18 年 9 月 10 日より施行する。

この会則は平成 20 年 9 月 7 日より施行する。

この会則は平成 27 年 9 月 12 日より施行する。